

# 各主体に求められる役割と行動

## 農林漁業者・ 食品関連事業者

事業活動による食品ロスを把握  
など

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・**外食での小盛りメニュー等の導入。**
- ・**持ち帰りへの対応。**

消費者の行動変容を  
促すために県に期待  
することは？

ほかの事業者やフード  
バンクとの連携を進め  
るために県に期待する  
ことは？

連携

連携

事業者

フードバンク

## 消費者

日々の生活の中でできることを一人  
ひとりが考え、行動に移す。

- ・**買い物の前に家にある食材をチェック。**
- ・**定期的な冷蔵庫内の在庫管理。**
- ・**食卓に上げる料理は食べきれる量に。**
- ・**外食時は食べきれる量を注文、宴会時の30・10運動※等の実施、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。**

※開始30分間は味わいタイム、お開き前10分間は食べきりタイム

未利用食品を提供  
するための活動

普及啓発

## 県・市町村

消費者等への普及啓発  
食品関連事業者等の取組への支援  
情報の収集・提供  
未利用食品を提供するための活動の支援  
など

- ・食品ロス削減の施策の推進
- ・災害時用備蓄食料の有効活用
- ・主催イベントでの食品ロスの削減

食品ロス削減ガイドブック〔消費者庁〕の「食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動(P21)を利用  
赤字は「ちば食べきりエコスタイル」で取り組んでいる事項